平成２３年（フ）第７０号
岡山市北区御津伊田180番地１
債務者　佐藤加奈子
１　決定年月日時　平成23年２月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４５号
青森市大字安田字近野34番地８　第３幸悦荘12号
債務者　澤谷由加子
１　決定年月日時　平成23年２月28日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月11日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８１号
東京都小平市花小金井南町１丁目15番10―104号
債務者　橋口まな美
１　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１４６号
東京都町田市金井町3133番地藤の台団地３―18―201
債務者　田中　國昭
１　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１５９号
東京都青梅市東青梅３丁目６番地の１東青梅シティ―ハイツ205
債務者　北原パウロヒロミこと　キタハラ　パウロ　ヒロミ
１　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１７８号
東京都八王子市みなみ野１丁目11番４―113号
債務者　森　　辰夫
１　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１８６号
東京都青梅市今井１丁目371番地の１
債務者　山本　弘美
１　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８８号
静岡県磐田市上大之郷369番地
債務者　金井さと子
１　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月13日午後１時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第５０号
大阪市住之江区浜口西１丁目14番６号
債務者　二宮　秀徳
１　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４５号
大阪市西淀川区出来島３丁目２番５―406号
債務者　川内キミ子
１　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１０号
大阪府四條畷市南野４丁目９番８号
債務者　田淵　義博
１　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成１９年（フ）第１３１３号
さいたま市見沼区東大宮１丁目14番地２208、破産手続開始決定時の住所東京都中野区新井５丁目７番８号　相模荘209
破産者　岡村将好こと　盧　　在敬
１　決定年月日　平成23年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８３５号
さいたま市西区大字宝来1583番地の１
破産者　フィールド・エム有限会社
１　決定年月日　平成23年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２７４２号
札幌市東区苗穂町１丁目２番23号
破産者　有限会社丸井今井工業
１　決定年月日　平成23年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３９０号
埼玉県越谷市越ヶ谷2884番地４　ハーモニーハイツ202
破産者　新道　　一
１　決定年月日　平成23年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４３２号
奈良市尼辻北町４番10号
破産者　大前　柾彦
１　決定年月日　平成23年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所